

平成 31 年 4 月

「教育資金贈与税非課税措置に関する特約」及び
「結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約」の改定について

平成 31 年 4 月 1 日より、大井川農業協同組合（以下「当組合」という）では、平成 31 年度税制改正による「教育資金及び結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の適用期限の延長等制度変更に伴い、「教育資金贈与税非課税措置に関する特約」及び「結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約」を改定いたしますのでお知らせいたします。

【対象となる規定】

教育資金贈与税非課税措置に関する特約

【改定内容の一部抜粋】

以下の下線部を追加・変更しました。

1. (特約の適用範囲)

- (1) この特約は、当組合とこの特約を締結する個人（以下「貯金者」という。）の教育に必要な教育資金を管理することを目的とする契約であり、租税特別措置法第 70 条の 2 の 2 の規定（この規定の関係法令を含み、以下「適用法令」という。）にもとづき直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置（以下「教育資金非課税措置」という。）の適用を受けるために開設された普通貯金で、貯金者が教育資金非課税申告書を提出し、当組合が当該申告書を受理したものに適用します。
- (2) この特約は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用し、次の各号の一にでも該当しない場合には適用しないものとします。
- ① 貯金者が口座開設時点において 30 歳未満であること
 - ② 貯金者が直系尊属との間で貯金者を受贈者とする贈与契約を締結し、口座開設時にその契約書の原本を当組合に提示すること
 - ③ 貯金者が前号の契約にもとづき 2013 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から 2 か月以内に、貯金として預け入れること
 - ④ 前号による預入れが属する年の前年における貯金者の合計所得金額が 1,000 万円以下であること
 - ⑤ 教育資金非課税申告書において、教育資金非課税措置の適用を受ける金額として 1,500 万円を超える金額が記載されていないこと
 - ⑥ 貯金者が教育資金非課税申告書を当組合の他の支店（所）または他の金融機関（以下「他の支店等」という。）に提出していないこと（ただし、すでに提出した教育資金非課税申告書に係る同種同目的の口座についての契約が終了している場合を除く）
 - ⑦ この口座に預け入れる金銭の用途は、専ら貯金者の教育資金とすることが予定されていること
 - ⑧ 貯金者が教育資金非課税措置の適用を受けるために必要とされる書類を提出すること
- (3) この特約の適用後に第 2 項各号のいずれかに該当しないことが明らかになった場合、この貯金口座は、当組合が教育資金非課税申告書を受理した日に遡って、特約を適用しないものとして取り扱います。

2～3 (省略)

4. (贈与者死亡時の定め)

第 1 条第 2 項第 3 号による預入れから教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合において、貯金者が当該贈与者からその死亡前 3 年以内に取得した金銭について、教育資金非課税措置の適用を受けたことがあるときは、その死亡の日における管理残額（非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額のうち、贈与者からその死亡前 3 年以内に取得した金銭の価額に対応する金額）を、当該貯金者が当該贈与

者から相続または遺贈により取得したものとみなします。ただし、死亡の日において以下のいずれかに該当する場合は適用しません。

- ① 当該貯金者が 23 歳未満である場合
- ② 当該貯金者が学校等に在学している場合
- ③ 当該貯金者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

5～11（省略）

12.（終了事由）

この特約は、普通貯金規定にもとづき、当組合が貯金口座を解約する場合のほか、次の事由の区分に応じ、それぞれに定める日のいずれか早い日に終了することとします。

(1) 貯金者が 30 歳に達したこと 貯金者が 30 歳に達した日

ただし、2019 年 7 月 1 日以降に貯金者が 30 歳に達する場合は、貯金者が 30 歳に達した日において、以下の①または②のいずれかに該当するときは、教育資金管理契約は終了しないものとし、その達した日の翌日以降については、その年において以下の①または②のいずれかに該当する期間がなかった場合における、その年の 12 月 31 日または当該貯金者が 40 歳に達する日のいずれか早い日に教育資金管理契約が終了するものとします。

- ① 当該貯金者が学校等に在学している場合
- ② 当該貯金者が教育訓練給付金の支払対象となる教育訓練を受講している場合

(2) 貯金者が死亡したこと 貯金者が死亡した日

(3) この特約に係る貯金の額が零となった場合において貯金者と当組合との間でこの特約を終了させる合意があったこと この特約が当該合意にもとづき終了する日

13～17（省略）

【対象となる規定】

結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約

【改定内容の一部抜粋】

以下の下線部を追加・変更しました。

1.（特約の適用範囲）

- (1) この特約は、当組合とこの特約を締結する個人（以下「貯金者」という。）の結婚、妊娠、出産または育児に必要な資金（以下「結婚・子育て資金」という。）を管理することを目的とする契約であり、租税特別措置法第 70 条の 2 の 3 の規定（この規定の関係法令を含み、以下「適用法令」という。）にもとづき直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置（以下「結婚・子育て資金非課税措置」という。）の適用を受けるために開設された普通貯金で、貯金者が結婚・子育て資金非課税申告書を提出し、当組合が当該申告書を受理したものに適用します。
- (2) この特約は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用し、次の各号の一にでも該当しない場合には適用しないものとします。
 - ① 貯金者が口座開設時点において 20 歳以上 50 歳未満であること
 - ② 貯金者が直系尊属との間で貯金者を受贈者とする贈与契約を締結し、口座開設時にその契約書の原本を当店に提示すること
 - ③ 貯金者が前号の契約にもとづき 2015 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から 2 か月以内に、貯金として預け入れること
 - ④ 前号による預入れが属する年の前年における貯金者の合計所得金額が 1,000 万円以下であること
 - ⑤ 結婚・子育て資金非課税申告書において、結婚・子育て資金非課税措置の適用を受ける金額として 1,000 万円を超える金額が記載されていないこと
 - ⑥ 貯金者が結婚・子育て資金非課税申告書を当組合の他の支店（所）または他の金融機関（以下「他

の支店等」という。)に提出していないこと(ただし、すでに提出した結婚・子育て資金非課税申告書に係る同種同目的の口座についての契約が終了している場合を除く)

⑦ この口座に預け入れる金銭の用途は、専ら貯金者の結婚・子育て資金とすることが予定されていること

⑧ 貯金者が結婚・子育て資金非課税措置の適用を受けるために必要とされる書類を当店に提出すること

(3) この特約の適用後に第2項各号のいずれかに該当しないことが明らかになった場合、この貯金口座は、当組合が結婚・子育て資金非課税申告書を受理した日に遡って、特約を適用しないものとして取り扱います。

2~17 (省略)

※ 対象となる規定の改定内容の詳細については、窓口にお問い合わせ下さい。

※ 改定後の規定につきましては、既にお取引のあるお客様にも適用いたします。

大井川農業協同組合
